

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

所 属	鷺ヶ峰営業所
職 名	技能職員（市バス運転手）
年 齢	37歳
性 別	男性
処分内容	減給1月（令和6年12月から令和7年2月までの平均賃金の1日分の2分の1を減給）※労働基準法第91条に基づき減給
処分理由	<p>当該職員は、令和6年12月2日、21時32分、溝口駅南口発、宮前平駅行きを運行中、21時44分頃、平交差点を左折すべきところ、誤って直進した。</p> <p>直進後、堰下停留所にて経路誤りに気付き、営業所に連絡し、運行管理者の指示に従って経路復帰し、約12分の遅れで運行を再開した。</p> <p>経路誤りを惹起したことは、川崎市交通局自動車運転安全規範施行細則に違反したものであり、さらに、本事案は、局が定めている経路誤りの再発防止策の実施も怠ったものである。</p> <p>また、当該職員は、令和6年7月31日に経路誤りを発生させており、その後1年を経過せずに本事案を惹起した。</p> <p>これらの行為は、安全、正確、快適な輸送を行うことを本務とする市バス運転手としての自覚に欠ける行為である。</p>
処 分 者	川崎市交通局長
処 分 日	令和7年3月26日

<問合せ先> （処分量定に関する事）

川崎市交通局企画管理部庶務課 永松

電話 044-200-3202

（処分事案に関する事）

川崎市交通局自動車部安全・サービス課 榎田

電話 044-200-3234